

## 意思決定支援

人生は意思決定の機会の連続です。「今日は何を着る?」「何を食べる?」といった日常的な選択から、就職や結婚といった人生の岐路での重大な決定まで、あらゆる場面で意思決定をしています。意思決定は障害のある方にも、保障されている権利であり、障害があるからといって奪われてよい権利ではありません。

障害者基本法や障害者総合支援法にも、障害のある方の意思決定支援への配慮するように努める事が規定されています。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」も示されています。

ガイドラインの中には、日常生活における場面で意思決定を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることができ、本人が自らの意思を他者に伝えるようにする意欲を育てることに繋がるとされています。

又、サービス利用の選択については、体験利用すること等により、経験に基づいた選択が出来るようになるなど 経験の有無が影響すると考えられています。

更に、支援者の質を向上して、必要な情報は本人が理解しやすいように工夫して提供することが重要とされています。

特に重症心身障害の方であると、意思決定支援は非常に難しい課題です。センターでも、この課題に挑戦すべく、昨年より意思決定ワーキンググループが立ち上がり活動しています。ワーキンググループでは、情報提供を分かりやすくするために写真カード等を利用した説明を取り入れたり、何名かの入所者の方自身に日常生活の中で自己決定したい項目について聞くアンケートを実施して、今後の支援方法を検討中です。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの詳細な内容は下記をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>